平成２８年（フ）第２７８号
静岡市駿河区豊田１丁目６番33号
債務者　株式会社ユニグリーン
代表者代表取締役　名波　謙三
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大原　和彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月17日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５３５号
京都府久世郡久御山町下津屋室ノ城59番地の18
債務者　有限会社ニシオ電機
代表者代表取締役　西尾　次生
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑中　宏夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月19日午後１時15分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５８６号
埼玉県さいたま市桜区桜田３丁目３番１号
債務者　株式会社埼玉松源
代表者代表取締役　鈴木　建夫
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根岸　　遼
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月24日午後２時15分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第１１５号
奈良県大和高田市礒野新町２番１―415号
ワシントンアヴェニュー
債務者　内倉　昌彦
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　郷原　章裕
4　破産債権の届出期間　平成28年８月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月５日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第３７号
新潟県三条市嘉坪川２丁目７番13号
債務者　山本　康博
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中澤泰二郎
4　破産債権の届出期間　平成28年７月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月８日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第３４号
岐阜県加茂郡川辺町比久見501番地６
債務者　フラワーひすいこと　大脇　正泰
1　決定年月日時　平成28年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨田　武生
4　破産債権の届出期間　平成28年７月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月30日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第２２４号
岡山市北区今２丁目１－７フクハラビル203号、住民票上の住所岡山市北区清輝橋１丁目１番24号
債務者　岡本　正浩
1　決定年月日時　平成28年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水落　卓司
4　破産債権の届出期間　平成28年８月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月５日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５４７号
千葉県浦安市富士見２丁目17番44―101号
マリンコート富士見
債務者　大田川雄大
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福原　　剛
4　破産債権の届出期間　平成28年７月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月14日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６０８号
千葉市稲毛区長沼町134―30コンフォール長沼302、住民票上の住所千葉県八街市八街は106番地185
債務者　嵐　　健
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久常　雅世
4　破産債権の届出期間　平成28年７月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月３日午後３時
6　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６１５号
千葉市中央区都町962番地19
債務者　和知　仁司
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田佐知子
4　破産債権の届出期間　平成28年７月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月３日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６４１号
千葉県習志野市大久保３丁目15番19号
債務者　達林　正敏
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷　麻衣子
4　破産債権の届出期間　平成28年７月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月５日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６０号
富山市経力106番地１、前住所富山市大町85番地第３大町コーポ503号
債務者　中福　　剛
1　決定年月日時　平成28年６月28日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋爪健一郎
4　破産債権の届出期間　平成28年８月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月４日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３４号
群馬県伊勢崎市波志江町4356番地11
債務者　青木　哲之
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　守永
4　破産債権の届出期間　平成28年８月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年９月26日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２９１号
川崎市多摩区生田１丁目24番26号　山亀１ｓｔ　101
債務者　磯田　博幸
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　正男
4　破産債権の届出期間　平成28年７月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年８月30日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係